

令和2年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第171号「工事請負契約について（主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋（仮称））道路改良（橋梁上部工）工事）」 1
- (2) 議案第173号「工事協定締結の変更について（一般国道42号道路改築事業に伴う参宮線松下・池の浦シーサイド間25km304m付近で交差する池の浦こ線橋改築工事）」 4

◎ 所管事項

- (1) 令和3年度予算の確保に向けた国への要望活動について 6
- (2) 建設工事受注者への不当要求等の根絶に向けた取組について 7
- (3) 審議会等の審議状況について 16

《別冊》令和3年度予算の確保に向けた国への要望（国土交通省関係分）

令和2年12月14日

県 土 整 備 部

◎ 議案補充説明

(1) 議案第 171 号「工事請負契約について（主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋（仮称））道路改良（橋梁上部工）工事）」

議案番号 第 171 号		工 事 請 負 契 約 に つ い て	
工 事 名	主要地方道四日市鈴鹿環状線(花ノ木橋(仮称))道路改良(橋梁上部工)工事		
施 工 場 所	四日市市采女町地内		
契 約 金 額	853,710,000 円(消費税等含む)		
請 負 者	松阪市大津町1607番地の1		
住 所 氏 名	宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介		
契 約 工 期	議決日から 675 日間		
<u>工事内容</u> 橋長 L=139.5m 幅員 W=6.5(11.0)~9.5(14.0)m 橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋) N=1 橋 工場製作工 W=513.1t 鋼橋架設工(トラッククレーンベント架設) W=511.3t 床版工 V=514 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式			
契 約 方 法	一般競争入札		
入 札 状 況	年 月 日	令和 2 年 8 月 25 日	評価値 1.55211 (最高値 1.55211 最低値 1.54375)
	業 者 数	2	最低 853,710,000 円(消費税等含む)
			776,100,000 円(消費税等抜き)
	回 数	1	最高 854,700,000 円(消費税等含む)
777,000,000 円(消費税等抜き)			
		予 定 価 格	919,880,500 円(消費税等含む)
		価 格	836,255,000 円(消費税等抜き)

入札結果調書（総合評価 除算方式）

入札年月日 令和2年8月25日

工事番号 202017320050201840

工事名 令和2年度社会資本・地 第A010-10分0007号
 主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋（仮称））道路改良（橋梁上部工）工事

施工場所 四日市市采女町地内

入札者		第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	宇野重工株式会社	776,100,000	120.46	1.55211	落札決定
2	JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店	777,000,000	119.95	1.54375	
上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額（千万円単位）で除した値（小数点第六位以下切り捨て）です。					

【議案 第171号】 位置 図



工事施行箇所

主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋（仮称））道路改良（橋梁上部工）工事
 橋長 L=139.5m 幅員 W=6.5(11.0)~9.5(14.0)m
 橋梁上部工（鋼3径間連続非合成箱桁橋）N=1橋



(2) 議案第 173 号「工事協定締結の変更について（一般国道 42 号道路改築事業に伴う参宮線松下・池の浦シーサイド間 25km304m 付近で交差する池の浦こ線橋改築工事）」

議案番号 第 173 号 工 事 協 定 締 結 の 変 更 に つ い て	
工 事 名	<p>変更前 一般国道42号道路改築事業に伴う参宮線松下・池の浦シーサイド間25km304m付近で交差する池の浦こ線橋改築工事</p> <p>変更後 一般国道42号道路改築事業に伴う参宮線松下・鳥羽間25km304m付近で交差する池の浦こ線橋改築工事</p>
施 工 場 所	伊勢市二見町松下地内
契 約 金 額	<p>変更前 861,900,000 円（消費税等含む）</p> <p>変更後 904,388,000 円（消費税等含む）</p>
協 定 者	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
住 所 氏 名	<p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>変更前 建設工事部長 松野 篤二</p> <p>変更後 建設工事部長 新美 憲一</p>
契 約 工 期	平成28年12月21日～令和4年6月30日
工 事 内 容	<p>こ線橋 N=1 橋</p> <p>橋梁上部工</p> <p>（単純 PC ポストテンション中空床板橋）</p> <p>橋長 L=27.6m</p> <p>幅員 W=6.0(12.4)m</p> <p>橋梁下部工 N=2 基</p>
変 更 理 由	<p>協定締結後、旧橋撤去工事において、近隣住居が振動等の影響を受ける可能性があることが判明したため、工法等の見直しが必要となったことから増額を行うものである。</p>



◎ 所管事項

(1) 令和3年度予算の確保に向けた国への要望について

本県では、政府予算案策定に向けて、本県の施策の展開に必要な予算確保や政策実現に必要な重要課題等について、国への要望を行っているところです。

今回、県土整備部からは、下記3項目について首相官邸や各府省庁、自民党に要望しました。

1 要望活動日

令和2年11月17日(火)～18日(水)

2 要望項目（詳細は別冊資料のとおり）

- ① 「防災・減災、国土強靱化のさらなる強力な推進」
 - ・ 令和3年度以降の国土強靱化対策について、事業期間を新たに5年延長、対策内容の充実、大幅な当初予算規模の拡大、緊急防災・減災事業債等の延長等
- ② 「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで暮らしやすい地域の形成と多核連携型の国づくり」に資する社会資本整備の推進
 - ・ 直轄事業の推進に必要な予算確保や支援等
- ③ 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実
 - ・ 県の施策の展開に必要な予算確保、国の支援制度の創設や改正等

3 要望先

首相官邸：内閣官房長官

内閣官房：国土強靱化担当大臣、国土強靱化推進室次長

総務省：自治財政局長

財務省：副大臣

国土交通省：事務次官、技術総括審議官、技術審議官、水管理・国土保全局長、
道路局長、港湾局長

自民党：幹事長、政調会長

(2) 建設工事受注者への不当要求等の
根絶に向けた取組について

県 土 整 備 部

建設工事受注者への不当要求等の 根絶に向けた取組について（案）

県内の内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」という）の組合長の逮捕を受けて、先の本常任委員会（令和2年10月12日）でお示した県発注工事の受注者への不当要求等に対する対応を強化するための措置に加えて、不当要求等の根絶に向けた更なる取組として、「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針（平成11年8月25日付、漁第2094号、河第273号）」（以下「基本方針」という）を全面的に見直します。

1 基本方針の見直しについて

1) 基本方針の概要

農林水産部と県土整備部で策定した基本方針は、公共事業や地域開発等により生じる濁水や排水等により、水生生物に多少の影響があるとして協力金等の授受が多くの内水面漁協で見受けられることから、漁業権に基づいて魚種の増殖活動を継続している河川において、河川に関連する公共事業や地域開発等を円滑に推進するため、河川は公共用物であるとの認識のもと定めたものです。

なお、この基本方針では、内水面漁協に対する県の指導、工場等の排水に係る県の取組、公共事業・開発行為に対する県の取組、協力金にかかる協議会等の設置について定めています。

2) 経緯と見直しの考え方

県では、基本方針に基づき、内水面漁協と建設業者・企業等との間に協力金等の問題が発生した場合には、調整を図る任意の協議会を設置すること等としていましたが、これまで関係者からの開催要請はなく、協議会等が開催されたことはありませんでした。

こうした中、本年7月に県内の内水面漁協の組合長が恐喝容疑で逮捕された事件において、協力金の強要が問題となっていることを受け、協力金のあり方について検討を進め、

- ・ 県発注公共工事の施工に関し、内水面漁協から工事受注者へ金品を要求することを全面禁止
 - ・ 県発注公共工事の施工期間（工事契約時から工事完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、工事受注者と内水面漁協との間での金品授受を全面禁止
- などを見直しの柱として、基本方針を別添のとおり見直すこととします。

また、上記のことを明確化するために、工事契約書の一部となる特記仕様書（施工条件明示）には次にとおり記載します。

[特記仕様書への記載例]

「施工期間（工事の契約から完成まで）においては、理由の如何にかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。」

2 今後の対応

基本方針については、令和3年1月からの運用に向け、本常任委員会での意見を踏まえて12月中に見直すとともに、関係要領等を策定し、関係者に周知徹底をはかります。

なお、先の常任委員会（令和2年10月12日）で報告しました「内水面漁協への工事説明の際の発注者と受注者のあり方」や「不当要求等が発生した場合の体制のあり方」に関する措置については、10月末に実施すると報告しましたが、その後の関係者との意見交換や県議会からの意見等を踏まえ、協力金への取組などと組み合わせて一体的に実施することで効果を発揮すると判断し、新たな基本方針の運用と合わせて実施します。

漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針（案）

令和2年7月に県内の内水面漁業協同組合（以下、「内水面漁協」という）の組合長が、県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、平成11年度に農林水産部と県土整備部で定めた「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」を見直し、新たな基本方針を以下のとおり定めます。

1 協力金の廃止

濁水による漁業被害については、工事着手前にはその把握が困難なことから事前の補償は行わないことを再確認し、以下のように取り扱うこととします。

- ① 県発注公共工事の施工に伴い、内水面漁協から受注者へ金品を要求することを全面禁止します。
- ② 県発注公共工事の施工期間（工事契約時から工事完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、受注者と内水面漁協における金品授受を全面禁止します。

2 県発注公共工事^(※)における取組

河川は公共用物であるとの認識のもと、工事より生じる濁水などが河川に影響を及ぼす恐れがある場合には、以下の取組を行います。

- ① 内水面漁協への工事概要、施工方法、現場管理等の工事説明、工事実施時期の調整は発注者が行います。説明内容や調整内容は発注者と受注者で共有します。
- ② 濁水防止対策として地域にあった適正な仮設工法を採用し、受注者に施工させます。
- ③ 井堰の新改築など見直しに際しては、各河川の魚道等の設置に努めます。

※県発注公共工事とは、県土整備部、農林水産部、企業庁等 県が発注する全ての公共工事をさします。

3 工場、事業場の排水に係る県の取組

水質汚濁防止法、三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、排水の規制を行うものとし、また、工場、事業場に対し自主管理を徹底するよう指導します。

4 内水面漁協に対する県の指導

法律に基づく正当な権利の保護と団体の運営を図るため、以下の取組を行います。

- ① 内水面漁協に、漁業法に基づく漁業権管理者として、漁業権魚種の増殖とその管理業務を遂行するよう指導します。
- ② 内水面漁協に、水産業協同組合法に基づく指導及び検査等を通じて、コンプライアンス意識を高く持った適正な漁協運営をするよう指導します。

5 濁水漁業被害相談窓口の設置

県発注公共工事の施工に伴う濁水漁業被害について、相談窓口の設置により権利に基づかない要求を排除し、漁業権に基づく正当な権利主張を促すことで、事後の漁業補償など原因者による迅速な解決を図ります。

- ① 濁水漁業被害相談窓口本部：農林水産部水産資源管理課
- ② 濁水漁業被害現地相談窓口：各農林水産事務所水産室

6 不当要求等への体制の構築

県発注公共工事の受注者に対する不当要求等への対応を強化するために、発注者側の体制を構築するとともに、警察等と連携して協議会を設置し、不当要求等の根絶に取り組みます。

- ① 不当要求等に対する発注者側の体制の構築
受注者からの報告（相談）窓口を発注機関の副所長等に定めるとともに、関係部所が連携し、一体となって対応する体制を構築します。
- ② 警察等と連携した協議会の設置
警察等と連携した協議会を設置し、不当要求等の事例や具体的な対応方法を共有することで、不当要求等の根絶に取り組みます。

7 新たな基本方針の定期的な検証

基本方針は20年以上経過し、発注者側の認識が低下していたことや、組織の見直しがあったにもかかわらず、見直しがなされていなかったことを教訓とし、新たな基本方針については、農林水産部と県土整備部において毎年検証し、継続運用に向け取り組んでいきます。

1 「内水面漁協への工事説明の際の発注者と受注者のあり方」について

工事により生じる濁水などが内水面漁業権が設定されている河川に影響を及ぼす恐れのある際には、内水面漁協に対する工事説明を行っています。

(1) 契約前の工事説明

これまで、発注者が契約前に工事概要の説明や工事実施時期の調整を行っています。これらについて、引き続き発注者が行うことを発注機関に周知し徹底します。

(2) 契約後の工事説明

これまで、契約後、受注者が単独で行っていた工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行うこととします。

なお、発注者のみで説明が困難な場合は受注者を同行させます。

(3) 特記仕様書への記載

(2)を明確化するために、これまで特記仕様書（施工条件明示）に明示していた受注者が内水面漁協に対して行う工事の施工方法や現場管理等の説明に関する記述を削除し、次のとおり記載します。

[特記仕様書への記載例]

「内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。」

(4) 工事説明結果の記録の徹底

内水面漁協に対する工事説明の結果については、発注者が工事打合せ簿に記録し残すことを発注機関に周知し徹底します。

(5) 工事説明結果の情報共有

(4)の工事説明結果の記録については、発注者から受注者へ提供し情報共有を図ることを発注機関に周知し徹底します。

2 「不当要求等が発生した場合の体制のあり方」について

受注者が、不当要求等や不当要求等の疑いがある行為を受けた場合の対応を強化するために、以下の対策を講じます。

※不当要求等とは、脅迫行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、そのほか工事の遂行に支障を生じさせる行為等をいう。

(1) 不当要求等が発生した場合の対応

- ① 不当要求等を受けた場合は、その事実を建設事務所の副所長兼総務管理室長（以下「副所長」という。）などに報告するとともに、所轄警察に通報することを受注者に周知し徹底します。
- ② 報告を受けた副所長などは、各部庁担当課に報告します。なお、内水面漁協に関する場合には、各部庁担当課から内水面漁協を所管している農林水産部へ報告します。
- ③ 下請負人等（一次下請以降の全ての下請負人並びに契約の相手方、下請人が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう）が不当要求等を受けた場合も①と同様の対応を求めます。

(2) 不当要求等の疑いがある行為が発生した場合の対応

- ① 不当要求等の疑いがある行為を受けた場合は、その事実を副所長などに報告することを受注者に周知し徹底します。
- ② 報告を受けた副所長などは、各部庁担当課に報告します。
- ③ 下請負人等が不当要求等の疑いがある行為を受けた場合も①と同様の対応を求めます。

(3) 特記仕様書への記載

(1) (2) を明確化するために、特記仕様書（施工条件明示）には、受注者が不当要求等や不当要求等の疑いがある行為を受けた場合の措置について記載します。

[特記仕様書への記載例（県土整備部）]

「受注者は、不当要求等を受けた場合は、副所長兼総務管理室長（以下「副所長」という。）に別添様式（報告様式）により報告するとともに、所轄警察に通報を行うこと。また、下請負人等（一次下請以降の全ての下請負人並びに契約の相手方、下請人が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が不当要求等を受けた場合は、その事実を受注者から、副所長へ報告するとともに、下請負人等から所轄警察へ通報させること。

なお、不当要求等の疑いがある行為を受け相談したい場合も躊躇せず副所長に同様式により報告すること。

※不当要求等とは、脅迫行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、そのほか工事の遂行に支障を生じさせる行為等をいう。」

基本方針 新旧対照表

基本方針（平成 11 年 8 月 25 日策定）	新たな基本方針（令和 2 年度策定）	見直し 内容
<p style="text-align: center;">漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針</p> <p>※県が行う公共事業、地域開発を対象に策定され、等に民間や市町村を含む。</p> <p>漁業権に基づいて魚種の増殖活動を継続している河川において、河川に関連する公共事業、地域開発等を円滑に推進するため、河川は公共用物であるとの認識のもと、次の方針を定める。</p> <p>1 内水面漁業協同組合（以下「漁協」という。）に対する県の指導 （漁業権者の義務） 漁協に、漁業法に基づく漁業権管理者として、漁業権魚種の増殖とその管理義務を遂行する。 （適正な漁協運営） 漁協に、水産業協同組合法に基づく指導及び検査を通じて、適正な漁協運営をするよう指導する。</p> <p>2 工場、事業場の排水に係る県の取り組み 水質汚濁防止法、三重県公害防止条例等に基づき、排水の指導、規制を行うものとする。また、工場、事業場に対し自主管理を徹底する方向で指導する。</p> <p>3 公共工事、開発行為に対する県の取り組み</p> <p>① 漁協に対し工事概要、施工方法、現場管理等の説明を行う。 ② 魚の生育環境を保全し、工事等による影響を少なくするため、工事実施時期の調整等を行う。 ③ 濁水防止対策として、地域にあった適正な仮設工法を採用し、施行させる。 ④ 井堰の新改築など見直しに際しては、各河川の魚道等の設置に努める。</p>	<p style="text-align: center;">漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針（案）</p> <p>令和 2 年 7 月に県内の内水面漁業協同組合（以下、「内水面漁協」という）の組合長が、県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、平成 11 年度に農林水産部と県土整備部で定めた「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」を見直し、新たな基本方針を以下のとおり定めます。</p> <p>1 協力金の廃止 濁水による漁業被害については、工事着手前にはその把握が困難なことから事前の補償は行わないことを再確認し、以下のように取り扱うこととします。</p> <p>① 県発注公共工事の施工に伴い、内水面漁協から受注者へ金品を要求することを全面禁止します。 ② 県発注公共工事の施工期間（工事契約時から工事完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、受注者と内水面漁協における金品授受を全面禁止します。</p> <p>2 県発注公共工事^{（※）}における取組 河川は公共用物であるとの認識のもと、工事より生じる濁水などが河川に影響を及ぼす恐れがある場合には、以下の取組を行います。</p> <p>① 内水面漁協への工事概要、施工方法、現場管理等の工事説明、工事実施時期の調整は発注者が行います。説明内容や調整内容は発注者と受注者で共有します。 ② 汚濁防止対策として地域にあった適正な仮設工法を採用し、受注者に施工させます。 ③ 井堰の新改築など見直しに際しては、各河川の魚道等の設置に努めます。 ※県発注公共工事とは、県土整備部、農林水産部、企業庁等 県が発注する全ての公共工事をさします。</p> <p>3 工場、事業場の排水に係る県の取組 水質汚濁防止法、三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、排水の規制を行うものとする。また、工場、事業場に対し自主管理を徹底するよう指導します。</p> <p>4 内水面漁協に対する県の指導 法律に基づく正当な権利の保護と団体の運営を図るため、以下の取組を行います。</p> <p>① 内水面漁協に、漁業法に基づく漁業権管理者として、漁業権魚種の増殖とその管理業務を遂行するよう指導します。 ② 内水面漁協に、水産業協同組合法に基づく指導及び検査等を通じて、コンプライアンス意識を高く持った適正な漁協運営をするよう指導します。</p>	<p>（見出しを修正） 今回の見直しの経緯を記載。</p> <p>（1 を新規追加） 協力金の廃止を追加。</p> <p>（3 から 2 へ移動） 開発行為については、開発許可制度にて対応していることから、県が発注する工事に限っての取組とします。また、工事説明等は発注者が行うこと等を明記し、表現を一部修正。</p> <p>（2 から 3 へ移動） 条例の改正により修正。</p> <p>（1 から 4 へ移動） 目的とコンプライアンス意識を追加。</p>

<p>4 協議会等の設置 (協議会) 公共事業、地域開発等が関係者の理解のもと、円滑に推進できるように、発生した問題等を調整すること等が必要とされる県民局に設置し、その協議事項は公開する。</p> <p>【構成】 学識経験者、内水面漁業の代表者、建設業関係の代表者 その他必要な者</p> <p>【調整事項】 公共事業、地域開発等の推進と協力金等の問題 (連絡会議) 本庁に、別に定める連絡会議を設置する。</p>	<p>5 濁水漁業被害相談窓口の設置 <u>県発注公共工事の施工に伴う濁水漁業被害について、相談窓口の設置により権利に基づかない要求を排除し、漁業権に基づく正当な権利主張を促すことで、事後の漁業補償など原因者による迅速な解決を図ります。</u></p> <p>① 濁水漁業被害相談窓口本部：農林水産部水産資源管理課 ② 濁水漁業被害現地相談窓口：各農林水産事務所水産室</p> <p>6 不当要求等への体制の構築 <u>県発注公共工事の受注者に対する不当要求等への対応を強化するために、発注者側の体制を構築するとともに、警察等と連携して協議会を設置し、不当要求等の根絶に取り組みます。</u></p> <p>① 不当要求等に対する発注者側の体制の構築 <u>受注者からの報告（相談）窓口を発注機関の副所長等に定めるとともに、関係部所が連携し、一体となって対応する体制を構築します。</u></p> <p>② 警察等と連携した協議会の設置 <u>警察等と連携した協議会を設置し、不当要求等の事例や具体的な対応方法を共有することで、不当要求等の根絶に取り組みます。</u></p> <p>7 新たな基本方針の定期的な検証 <u>基本方針は 20 年以上経過し、発注者側の認識が低下していたことや、組織の見直しがあったにもかかわらず、見直しがなされていなかったことを教訓とし、新しい基本方針については、農林水産部と県土整備部において毎年検証し、継続運用に向け取り組んでいきます。</u></p>	<p>(4 を削除) 「協議会等の設置」は、協力金を廃止することから削除。</p> <p>(5 を新規追加) 事後の漁業補償に向けた漁業被害窓口の設置を追加。</p> <p>(6 を新規追加) 不当要求等の体制の構築を追加。</p> <p>(7 を新規追加) 前回の基本方針の問題点を踏まえ、毎年検証を追加。</p>
--	---	--

(3) 審議会等の審議状況について

(令和2年9月17日～令和2年11月19日)

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和2年10月2日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 小菅 まみ 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・道路事業（国道421号 大安ICアクセス） ・道路事業（国道167号 磯部バイパス） ・下水道事業（中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）） ・下水道事業（中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）） ・下水道事業（中勢沿岸流域下水道（宮川処理区））
5 調査審議結果	事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和2年10月13日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 小菅 まみ 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・道路事業（国道368号 仁柿峠バイパス） ・広域河川改修事業（二級河川 朝明川） ・広域河川改修事業（二級河川 志登茂川） ・広域河川改修事業（二級河川 相川） ・広域河川改修事業（二級河川 志原川）
5 調査審議結果	事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和2年11月17日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 小菅 まみ 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・道路事業（国道368号 下太郎生） ・道路事業（一般県道一志出家線 中川原橋） ・道路事業（一般県道二本木御衣田線） 公共事業事後評価実施事業 ・経営体育成基盤整備事業（有田） ・道路事業（国道260号 木谷拡幅）
5 調査審議結果	・再評価実施事業について、事業の継続が了承された。 ・事後評価実施事業について、事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和2年11月4日
3 委員	会長 松本 幸正 委員 仲林 真子 他17名
4 諮問事項	1 桑名都市計画区域区分の変更 2 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について （四日市市内 産業廃棄物処理施設）
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	